

茨城県では、銅や鉄などの特定の金属類を 売買する場合には、身分証明書等での本人 確認を行っています！

○ 「茨城県特定金属類取扱業に関する条例」により、金属の買取事業者は、アルミニウム、鉄、銅等の特定の金属製品等を買取る場合には、身分証明書等による本人確認を行う必要があります。

○ 買取事業者は、身分証明書等による本人確認をした場合には、その**写し等を作成し、保管する義務があります。**

対象となる金属類を売却しようとする方へ

○ 金属類の売却の際には、本人確認のため**身分証明書等を必ず提示してください。**



○ 本人確認ができない場合には、**買取りはできません。**

○ 身分証明書等は、**公的に発行されたもののみ有効です。**

○ 当日の取引を希望する場合は、顔写真などが確認出来る身分証明書等の提示をお願いいたします。顔写真のない身分証明書等による本人確認では、その場での買取行為は禁止されています。

○ 取引の任を受けて金属類を売り渡す場合は、**依頼主のほか、取引担当者の本人確認も同様に行います。**

条例の詳細については下記の茨城県警察HPをご覧ください。



茨城県警察公式

犯罪抑止対策マスコット

「メタ子」



茨城県警察

茨城県警察HP
手続・申請
特定金属類取扱業



https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a06_shinsei/metal/procedures.html

